

令和5年11月20日

令和5年11月鳥取県西部広域行政管理組合  
議会定例会議案

中華民國三十一年一月一日

中華民國三十一年一月一日  
中華民國三十一年一月一日

令和5年11月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会議案

目 次

- 議案第13号 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）（別添）
- 議案第15号 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 435

LECTURE 1

STATISTICAL MECHANICS

LECTURER: [Name]

DATE: [Date]

TOPIC: [Topic]

OBJECTIVES: [Objectives]

REFERENCES: [References]

NOTES: [Notes]

EXERCISES: [Exercises]

PROBLEMS: [Problems]

ASSIGNMENTS: [Assignments]

EXAMINATIONS: [Examinations]

GRADING: [Grading]

CONTACT: [Contact]

ADDITIONAL INFORMATION: [Additional Information]

APPENDIX: [Appendix]

INDEX: [Index]

GLOSSARY: [Glossary]

REFERENCES: [References]

CONTACT: [Contact]

議案第13号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例の制定について

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する  
条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会  
の議決を求める。

令和5年11月20日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

鳥取西部広域行政管理組合火災予防条例（昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(変電設備)			(変電設備)		
第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]
(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3) 変電設備（消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。	(3の2) キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
(3の3)～(5) [省略]	(3の3)～(5) [省略]	(3の3)～(5) [省略]	(3の3)～(5) [省略]	(3の3)～(5) [省略]	(3の3)～(5) [省略]
(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。	(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。	(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。	(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。	(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。	(6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
(7)・(8) [省略]	(7)・(8) [省略]	(7)・(8) [省略]	(7)・(8) [省略]	(7)・(8) [省略]	(7)・(8) [省略]
(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9) 必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わね、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
(10) [省略]	(10) [省略]	(10) [省略]	(10) [省略]	(10) [省略]	(10) [省略]
2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する	2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する	2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する	2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する	2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する	2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有する

キュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

### 3 [省略]

#### (急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの)をいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの)をいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの)をいう。以下同じ。)により構成されるもの)をいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

#### (1)～(3) [省略]

(4) その管体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

#### (5)～(19) [省略]

### 2 [省略]

#### (蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの)であつて蓄電池設備の耐火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上又は台上に設けなければ

キュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

### 3 [省略]

#### (急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの)をいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの)をいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの)をいう。以下同じ。)により構成されるもの)をいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

#### (1)～(3) [省略]

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

#### (5)～(19) [省略]

### 2 [省略]

#### (蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としなければならない。

ばならない。

2 [省略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(2) [省略]

(3) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(4)・(5) [省略]

2 [省略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(2) [省略]

(3) 蓄電池設備

(4)・(5) [省略]

別表第3 (第3条・第18条関係)

種類		入力	離隔距離 (cm)				備考
			上 方	側 方	前 方	後 方	
炉～温風暖房機 [省略]	開放式	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体 上方の側方
厨房 気体 不燃							





別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		入力	離隔距離 (cm)				備考	
			上方	側方	前方	後方		
炉～温風暖房機 [省略]								
厨房設備	不燃以外 気体燃料	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	21kW以下	100	15注	15注	
不燃以外 固体燃料	木炭を燃料とするもの	据置型レンジ	炭火焼き器	21kW以下	80	0	0	0
				—	100	50	50	50
不燃以外 固体燃料	木炭を燃料とするもの	据置型レンジ	炭火焼き器	—	80	30	—	30
				—	250	200	300	200
上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	150	100	100	100
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	100	50	100	50
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
ボイラー～電気温水器 [省略]								

備考

1～3 [省略]

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定（同条第1項第3号の2の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。



議案第15号

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年11月20日提出

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司



令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合補正予算書





議案第14号

令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）

令和5年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第1回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月20日提出

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木 隆 司

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事務費（電子決裁システム構築業務委託）	令和5年度から 令和6年度まで	3,707 千円

令和5年度

補正予算に関する説明書



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書（補正第1回）

(単位：千円)

区分	事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度支出期間		以降の金額		左の財源内訳				
			期間	金額	期間	金額	金額	特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
追加	一般管理事務費(電子決裁システム構築業務委託)	3,707	—	—	令和5年度から令和6年度まで	3,707	—	—	—	—	—	—	3,707



## 令和4年度決算認定に係る資料

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算等審査意見書

令和4年度決算に係る主要な施策の説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

## 令和4年度決算認定に係る資料 目次

令和4年度 鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書 .....	1
----------------------------------	---

### 決算付属書類

・令和4年度 鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書 ...	9
--	---

・実質収支に関する調書.....	21
------------------	----

・財産に関する調書.....	22
----------------	----

令和4年度 鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算等審査意見書 .....	25
---------------------------------------	----

令和4年度 決算に係る主要な施策の説明書 .....	35
----------------------------	----



令和4年度

鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書

令和4年度 鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
① 分担金及び金担		4,463,725,000	4,455,905,566	4,455,905,566	0	0	△ 7,819,434
	1 負担金	4,463,725,000	4,455,905,566	4,455,905,566	0	0	△ 7,819,434
② 使用料及び料数		48,516,000	51,165,919	51,165,919	0	0	2,649,919
	1 使用料	35,437,000	38,707,391	38,707,391	0	0	3,270,391
	2 手数料	13,079,000	12,458,528	12,458,528	0	0	△ 620,472
③ 県支出金		34,887,000	19,260,250	19,260,250	0	0	△ 15,626,750
	1 県補助金	34,887,000	19,260,250	19,260,250	0	0	△ 15,626,750
④ 財産収入		22,224,000	22,222,257	22,222,257	0	0	△ 1,743
	1 財産収入	50,000	47,757	47,757	0	0	△ 2,243
	2 財産収入	22,174,000	22,174,500	22,174,500	0	0	500

⑤ 繰入金		200,371,000	200,366,524	200,366,524	0	0	△ 4,476
	1 基金繰入金	200,371,000	200,366,524	200,366,524	0	0	△ 4,476
⑥ 繰越金		41,803,300	41,803,680	41,803,680	0	0	380
	1 繰越金	41,803,300	41,803,680	41,803,680	0	0	380
⑦ 諸収入		46,056,000	70,960,841	70,960,841	0	0	24,904,841
	1 雑入	46,056,000	70,960,841	70,960,841	0	0	24,904,841
⑧ 組合債		211,000,000	207,200,000	207,200,000	0	0	△ 3,800,000
	1 組合債	211,000,000	207,200,000	207,200,000	0	0	△ 3,800,000
歳入合計		5,068,582,300	5,068,885,037	5,068,885,037	0	0	302,737

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
		円	円	円	円	円
① 議会費		1,123,000	1,044,944	0	78,056	78,056
	1 議会費	1,123,000	1,044,944	0	78,056	78,056
② 総務費		193,589,000	191,191,315	0	2,397,685	2,397,685
	1 総務管理費	193,589,000	191,191,315	0	2,397,685	2,397,685
③ 民生費		44,247,000	42,928,165	0	1,318,835	1,318,835
	1 社会福祉費	44,247,000	42,928,165	0	1,318,835	1,318,835
④ 衛生費		1,652,721,000	1,605,437,725	2,662,000	44,621,275	47,283,275
	1 保健衛生費	165,091,000	139,575,560	0	25,515,440	25,515,440
	2 清掃費	1,487,630,000	1,465,862,165	2,662,000	19,105,835	21,767,835
⑤ 消防費		2,715,451,071	2,699,897,887	1,500,400	14,052,784	15,553,184
	1 消防費	2,715,451,071	2,699,897,887	1,500,400	14,052,784	15,553,184

⑥ 公債費		456,666,000	456,583,109	0	82,891	82,891
	1 公債費	456,666,000	456,583,109	0	82,891	82,891
⑦ 予備費		4,785,229	0	0	4,785,229	4,785,229
	1 予備費	4,785,229	0	0	4,785,229	4,785,229
歳出	合計	5,068,582,300	4,997,083,145	4,162,400	67,336,755	71,499,155

歳入歳出差引残額 71,801,892 円

うち基金繰入額 0 円



# 令和4年度決算付属書類





令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予 算				現 額			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 繰 額	収 入 未 済 額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	繰越事業費繰越財源充当額	計	区 分	節 金 額							
								円	円						円
① 分担金及び負担金	1 負担金		4,467,586,000	△ 3,861,000	0	4,463,725,000			4,455,905,566	4,455,905,566	0	0			
			4,467,586,000	△ 3,861,000	0	4,463,725,000			4,455,905,566	4,455,905,566	0	0			
		1 市町村負担金	4,446,748,000	△ 3,951,000	0	4,442,797,000			4,442,797,000	4,442,797,000	0	0			
							1 負担金		4,442,797,000	4,442,797,000	0	0			
		2 特殊調整備費特別負担金	14,668,000	0	0	14,668,000				6,848,000	6,848,000	0	0		
							1 病院野崎審判病院設備整備費負担金		14,668,000	6,848,000	6,848,000	0	0		
		3 衛生特別負担金	6,170,000	90,000	0	6,260,000				6,260,566	6,260,566	0	0		
							1 再生資源分別業務負担金		6,260,000	6,260,566	6,260,566	0	0		
										51,165,919	51,165,919	0	0		
					46,704,000	1,812,000	0	48,516,000			38,707,391	38,707,391	0	0	
② 使用料及び手数料	1 使用料		34,052,000	1,385,000	0	35,437,000				37,643,630	37,643,630	0	0		
			33,445,000	864,000	0	34,309,000				37,643,630	37,643,630	0	0		
		1 衛生使用料								34,159,000	34,159,000	0	0		
							1 火葬場使用料			34,159,000	34,159,000	0	0		
							2 不燃物処理施設使用料			150,000	158,270	0	0		
							3 屎尿処理施設使用料			0	57,960	0	0		
										1,063,761	1,063,761	0	0		
					607,000	521,000	0	1,128,000			1,063,761	1,063,761	0	0	
											1,063,761	1,063,761	0	0	
											1,128,000	1,063,761	0	0	

款	項	目	予 算					現 額			調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 額	收 入 未 済 額	考 備
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 算 業 務 費 繰 越 充 分 当 額	計	節 額								
							区 分	金 額							
③ 県 支 出 金	2 手 数 料		12,652,000	427,000	0	13,079,000				12,458,528	0	0			
		1 衛 生 手 数 料	7,478,000	△ 472,000	0	7,006,000				7,008,928	0	0			
	2 消 防 手 数 料	5,174,000	899,000	0	6,073,000				5,449,600	0	0				
										5,066,800	0	0			
										382,800	0	0			
				34,802,000	85,000	0	34,887,000			19,260,250	0	0			
④ 財 産 收 入	1 県 補 助 金	衛 生 補 助 金	30,559,000	△ 26,000	0	30,533,000				14,906,000	0	0			
		消 防 補 助 金	4,243,000	111,000	0	4,354,000				4,354,250	0	0			
										4,354,250	0	0			
				12,183,000	10,041,000	0	22,224,000			22,222,257	0	0			
1 財 産 收 入	財 産 收 入		50,000	0	0	50,000				47,757	0	0			
			17,000	0	0	17,000				19,170	0	0			
									19,170	0	0				
									28,587	0	0				
									28,587	0	0				
									33,000	0	0				
									33,000	0	0				

	財 產 入	12,133,000	10,041,000	0	22,174,000				22,174,500	0	0
	1 不 動 產 入	11,893,000	10,001,000	0	21,894,000				21,894,000	0	0
	2 物 品 入	240,000	40,000	0	280,000				280,500	0	0
	1 財 產 入								1,190,000	0	0
	2 物 品 入								20,704,000	0	0
⑤ 繰 入 金		110,000,000	90,371,000	0	200,371,000				200,366,524	0	0
	1 基 金 繰 入 金	110,000,000	90,371,000	0	200,371,000				200,366,524	0	0
	退 職 積 立 基 金 繰 入 金	110,000,000	28,583,000	0	138,583,000				138,577,980	0	0
	財 政 調 整 基 金 繰 入 金	0	61,788,000	0	61,788,000				61,788,544	0	0
⑥ 繰 越 金		1,000	36,200,000	5,602,300	41,803,300				41,803,680	0	0
	1 繰 越 金	1,000	36,200,000	5,602,300	41,803,300				41,803,680	0	0
	1 繰 越 金	1,000	36,200,000	5,602,300	41,803,300				41,803,680	0	0
⑦ 諸 収 入		26,618,000	19,438,000	0	46,056,000				41,803,680	0	0
	1 繰 入	26,618,000	19,438,000	0	46,056,000				70,960,841	0	0
	1 繰 入	26,618,000	19,438,000	0	46,056,000				70,960,841	0	0
	1 繰 入								48,056,000	0	0

款	項	目	予 算 現 額						調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 額	收 入 未 済 額	考 備	
			当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業繰越財源当額	計	節							
							区 分	金 額						
③ 組 合 債	1 組 合 債	1 消 防 債	195,500,000	△ 3,200,000	18,700,000	211,000,000			207,200,000	0	0			
			195,500,000	△ 3,200,000	18,700,000	211,000,000			207,200,000	0	0			
			195,500,000	△ 3,200,000	18,700,000	211,000,000	1 消 防 債	211,000,000	207,200,000	0	0			
歳 入	合 計		4,893,394,000	150,886,000	24,302,300	5,068,582,300		5,068,885,037	0	0	5,068,885,037	0	0	

歳出

款	項	目	算 現 額				算 現 額				翌年度繰越額			不用額	備考				
			当初予算額	補正予算額	繰上 及繰下 繰越 額	繰上 及繰下 繰越 額	計	区 分	節 金 額	支出済額	繰越 明許費	繰越 事務 繰越	不用額						
① 議会費	1 議会費		1,162,000	△ 39,000	0	0	1,123,000						1,044,944	0	0	78,056			
			1,162,000	△ 39,000	0	0	1,123,000						1,044,944	0	0	78,056			
		1 議会費	1,162,000	△ 39,000	0	0	1,123,000						1,044,944	0	0	78,056			
② 総務費	1 総務管理費		182,757,000	10,832,000	0	0	193,589,000							191,191,315	0	0	2,397,685		
			182,757,000	10,832,000	0	0	193,589,000							191,191,315	0	0	2,397,685		
		1 一般管理費	108,948,000	9,275,000	0	△ 152,923	118,070,077							116,260,683	0	0	1,809,394		
									1 報 酬	3,390,064					3,316,929	0	0	73,135	
									2 給 料	41,914,782					41,642,487	0	0	272,295	
									3 職員手当等	28,027,231					27,906,872	0	0	120,359	
									4 共 済 費	15,692,000					14,945,222	0	0	746,778	
									8 旅 費	358,140					322,620	0	0	35,520	
									9 交 際 費	31,000					21,000	0	0	10,000	
									10 需 用 費	1,257,880					1,045,378	0	0	212,502	
									1 報 酬	445,000					443,916	0	0	1,084	
									8 旅 費	53,000					38,144	0	0	14,856	
									9 交 際 費	20,000					0	0	0	20,000	
							10 需 用 費	216,274					216,274	0	0	0			
							11 役 務 費	104,376					62,260	0	0	42,116			
							12 委 託 料	284,350					284,350	0	0	0			





款	項	目	算 現 額				翌 年 度 繰 越 額				不 用 額	備 考						
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	費 用 予 算 額	計	支 出 済 額	繰 越 額	繰 越 額	繰 越 額			繰 越 額					
														予 算 額	予 算 額	予 算 額	予 算 額	予 算 額
④ 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生費	1,267,635,000	385,086,000	0	1,652,721,000				1,605,437,725	0	2,662,000	0	44,621,275				
			162,208,000	2,883,000	0	165,091,000				139,575,560	0	0	0	0	25,515,440			
			76,743,000	△ 501,000	0	76,242,000				52,282,000	0	0	0	0	0	23,960,000		
			85,465,000	3,384,000	0	88,849,000				87,293,560	0	0	0	0	0	1,555,440		
										22,036,677	20,482,601	0	0	0	0	1,554,076		
										25,000	24,436	0	0	0	0	564		
										57,856,523	57,856,523	0	0	0	0	0	0	
										8,910,800	8,910,000	0	0	0	0	0	800	
										20,000	20,000	0	0	0	0	0	0	
											1,465,862,165	1,465,862,165	0	2,662,000	0	2,662,000	0	19,105,835
2 清掃費	1 燃物処理費	1 燃物処理費	455,865,000	△ 23,841,000	0	432,024,000				426,714,719	0	0	0	5,309,281				
										12,767,616	0	0	0	0	109,384			
										30,314,143	0	0	0	0	17,241			
								20,098,616	20,098,616	0	0	0	0	276				



4	共済費	12,872,000	12,770,295	0	0	0	0	101,705
8	旅費	636,000	602,820	0	0	0	0	33,180
10	需用費	42,283,000	38,866,640	0	0	0	0	3,416,360
11	役務費	762,000	709,506	0	0	0	0	52,494
12	委託料	228,224,100	227,195,728	0	0	0	0	1,028,372
13	使用料及び 賃借料	462,800	441,656	0	0	0	0	21,144
14	工事請負費	79,822,000	79,353,560	0	0	0	0	468,440
17	備品購入費	2,928,000	2,927,100	0	0	0	0	900
18	負担金、補助 金及び交付金	666,100	607,415	0	0	0	0	58,685
26	公課費	61,000	59,900	0	0	0	0	1,100
2	最終処分費	389,709,000	402,060,000	0	0	0	791,769,000	
2	給料	4,472,000	4,471,800	0	0	0	0	200
3	職員手当等	2,673,000	2,405,325	0	0	0	0	267,675
4	共済費	1,642,000	1,640,261	0	0	0	0	1,739
8	旅費	13,000	11,840	0	0	0	0	1,160
10	需用費	29,000	17,942	0	0	0	0	11,058
12	委託料	379,324,000	379,149,291	0	0	0	0	174,709
13	使用料及び 賃借料	15,000	14,580	0	0	0	0	420
18	負担金、補助 金及び交付金	25,000	25,000	0	0	0	0	0
20	貸付金	403,576,000	403,575,999					1
3	ごみ処理 施設建設費	60,144,000	9,414,000	0	0	0	69,558,000	
1	報酬	2,348,000	2,283,096	0	0	0	0	64,904
2	給料	18,726,900	18,726,900	0	0	0	0	0







# 実質収支に関する調書

— 一般会計

区	分	金額
		千円
1 歳	入 総 額	5,068,885
2 歳	出 総 額	4,997,083
3 歳	入 出 差 引 額	71,802
4	(1) 翌年度へ繰り越すべき財源 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	4,163
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	4,163
5 実	質 収 支 額	67,639
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

# 財 産 に 関 する 調 査

## 1 公有財産 土地及び建物 (総括)

区 分	建 物										
	土 地 ( 地 積 )		木 造 ( 延 面 積 )		非 木 造 ( 延 面 積 )		延 面 積 計				
	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高			
土地及び建物	93,380.75	△ 23,030.66	70,350.09	107.11	-	107.11	△ 6,747.73	34,647.31	41,502.15	△ 6,747.73	34,754.42

## (行政財産)

区 分	建 物										
	土 地 ( 地 積 )		木 造 ( 延 面 積 )		非 木 造 ( 延 面 積 )		延 面 積 計				
	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高			
公用財産	10,235.99	-	10,235.99	37.11	-	37.11	-	8,664.81	8,701.92	-	8,701.92
公共用財産	22,680.02	-	22,680.02	70.00	-	70.00	-	13,752.00	13,822.00	-	13,822.00
厚生福祉施設	12,130.49	△ 12,130.49	0.00	0.00	-	0.00	△ 3,329.66	0.00	3,329.66	△ 3,329.66	0.00
合 計	45,046.50	△ 12,130.49	32,916.01	107.11	-	107.11	△ 3,329.66	24,412.57	27,849.34	△ 3,329.66	24,519.68

## (普通財産)

区 分	建 物										
	土 地 ( 地 積 )		木 造 ( 延 面 積 )		非 木 造 ( 延 面 積 )		延 面 積 計				
	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高	前年度末 現在高	決算年度 末現在高			
土地	48,334.25	△ 10,900.17	37,434.08	0.00	-	0.00	△ 3,418.07	10,234.74	13,652.81	△ 3,418.07	10,234.74
建物	48,334.25	△ 10,900.17	37,434.08	0.00	-	0.00	△ 3,418.07	10,234.74	13,652.81	△ 3,418.07	10,234.74
合 計	48,334.25	△ 10,900.17	37,434.08	0.00	-	0.00	△ 3,418.07	10,234.74	13,652.81	△ 3,418.07	10,234.74

2 重要備品 (帳簿価格500万円以上)

区 分	前年度末 現在高	決算年度 中増減高	決算年度 末現在高	備 考
4トントラック	1	-	1	米子浄化場
普通消防ポンプ自動車	18	-	18	消防各署所
水槽付消防ポンプ自動車	4	-	4	大山消防署・江府消防署・皆生出張所・伯耆出張所
化学消防ポンプ自動車	3	-	3	米子消防署・境港消防署
梯子付消防ポンプ自動車	3	-	3	米子消防署・境港消防署・皆生出張所
救助工作車	3	-	3	境港消防署・江府消防署・皆生出張所
救急自動車	14	1	15	消防局・消防各署所
指揮車	5	0	5	消防局・消防各署
作業車	1	-	1	消防局
水難救助支援車	1	-	1	境港消防署
資機材搬送車	1	-	1	米子消防署
画像探索機	1	-	1	皆生出張所
高機能消防指令センター設備	1	-	1	消防局・消防各署所

### 3 債 権

区 分	前年度末現在額 千円	決算年度中増減額 千円	決算年度末現在額 千円
濃縮水処理施設建設費貸付金	0	403,576	403,576

### 4 基 金

#### (1) 財政調整基金

区 分	前年度末現在高 千円	決算年度中増減高 千円	決算年度末現在高 千円
現 金	61,824	△ 43,714	18,110

#### (2) 退職積立基金

区 分	前年度末現在高 千円	決算年度中増減高 千円	決算年度末現在高 千円
現 金	1,397,387	△ 138,550	1,258,837



令和4年度

鳥取県西部広域行政管理組合  
歳入歳出決算等審査意見書

鳥取県西部広域行政管理組合監査委員



発鳥西監第49号-1  
令和5年9月28日

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司 様

鳥取県西部広域行政管理組合  
監査委員 播間 匡 広  
監査委員 戸田 隆 次

令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算等審査意見  
の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合歳入歳出決算書及び附属書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

- (1) 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合実質収支に関する調書
- (3) 令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合財産に関する調書

2 決算審査を執行した監査委員

播間 匡広、戸田 隆次

3 審査年月日

令和5年8月24日

4 審査の方法

令和4年度歳入歳出決算書及び附属書類について、関係諸帳簿及び証書類と照合し、計数の審査を行い、あわせて予算の執行状況と事務処理の適否を正したほか、合理的な財政運営がなされているかどうかについて検討した。

## 5 審査の結果

審査に付された決算書類の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認めた。

また、予算は適正に執行されていることを認めたが、その状況及びそれに対する審査意見は、以下の総括に述べるとおりである。

### (注)

- 1 文及び表中の金額は、原則として千円単位で表示している。単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合がある。
- 2 文及び表中で用いる比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比率の合計が100.0にならない場合がある。
- 3 符号等の用法は、次のとおりである。
  - 「 - 」 …… 該当数値のないもの
  - 「 △ 」 …… 比較増減で減の場合
  - 「 皆増 」 …… 前年度に数値がなく全額増加したもの
  - 「 皆減 」 …… 当年度に数値がなく全額減少したもの

## 6 総括

令和4年度一般会計の歳入の総額は50億6,888万5千円で、そのうち分担金及び負担金が44億5,590万6千円(87.9%)と、財源の大部分は、組合を組織する市町村からの負担金が占めている。一方、歳出の総額は、49億9,708万3千円で、組合の主要事業の支出費目である消防費が26億9,989万8千円(54.0%)、衛生費が16億543万8千円(32.1%)で、この2費目で歳出全体の約86%を占めている。

病院群輪番制病院設備整備補助金について、国の内示額に応じて県からの補助金額が決定されているが、県補助金(国庫補助金を含む)の減額により、毎年多額の不用額が生じているため、早急に関係機関と協議の上、県からの補助金額に応じた予算編成となるよう検討されたい。

また、再生用有価物売払収入については特定財源であるため、市況価格の調査等による適切な単価の見直しを継続して実施し、引き続き、適正な収入の確保に努められたい。

さらに、消防指令機器等維持管理事業(デジタル無線設備直流電源装置修繕)について、当初、年度内の事業完了を見込み1月補正予算で対応されたにもかかわらず、最終的には、繰越明許費として翌年度に繰り越すこととなったことに鑑み、今後においては、社会経済情勢等を踏まえ、修繕業務の発注時期及び完了時期を十分に検討した上で、適切な予算編成に努められたい。

令和4年度は「第4次行財政改革大綱」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の2年目の年であり、今後、一般廃棄物処理施設の建設や消防指令システムの更新等の大規模な事業が計画されているため、社会経済情勢の変化及び事業の進捗状況に応じ財政推計を見直し、より一層計画的な財政運営に努められたい。

#### 7 一般会計の決算について

令和4年度一般会計の決算収支は、次表のとおりである。

決算額は、歳入50億6,888万5千円、歳出49億9,708万3千円で、前年度と比較して歳入は3億1,884万6千円（6.7%）、歳出は2億8,884万8千円（6.1%）それぞれ増加しており、予算現額に対する割合は、歳入100.0%、歳出98.6%である。

また、形式収支（歳入歳出決算差引額）は7,180万2千円で、前年度と比較すると2,999万8千円増加している。

この形式収支から翌年度への繰り越すべき財源416万3千円を差引いた実質収支は、6,763万9千円となり、前年度と比較して3,143万8千円増加している。

#### ○決算収支

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
予算現額 (A)	5,068,582	4,814,273	254,309
歳入決算額 (B)	5,068,885	4,750,039	318,846
B/A (%)	100.0	98.7	—
歳出決算額 (C)	4,997,083	4,708,235	288,848
C/A (%)	98.6	97.8	—
形式収支	71,802	41,804	29,998
翌年度繰越財源	4,163	5,603	△1,440
実質収支	67,639	36,201	31,438

#### ① 歳 入

歳入決算額の款別内訳は次表のとおりである。

歳入決算額は50億6,888万5千円で、前年度と比較すると3億1,884万6千円（6.7%）増加しており、予算現額に対する割合は100%である。

歳入決算額が増加した主な理由は、病院群輪番制病院設備整備費に係る国庫補助分を含めた県補助金（県支出金）及び輪番制整備費特別負担金（分担金及び負担金）が減少したものの、諸収入のうち、災害共済金について、令和3年度に審査継続となっていた消防局落雷被害に係る共済金の納入があり、また、再生有価物引渡単価の上昇により再生有価物売払収入が増加したことによるものである。

○歳入決算額の款別内

款	予算現額 (A)	決算額 (B)	構成比 (%)	B/A (%)	不納 欠損額	収入 未済額
分担金及び 負担金	4,463,725	4,455,906	87.9	99.8	0	0
使用料及び 手数料	48,516	51,166	1.0	105.5	0	0
県支出金	34,887	19,260	0.4	55.2	0	0
財産収入	22,224	22,222	0.4	100.0	0	0
繰入金	200,371	200,367	4.0	100.0	0	0
繰越金	41,803	41,804	0.8	100.0	0	0
諸収入	46,056	70,961	1.4	154.1	0	0
組合債	211,000	207,200	4.1	98.2	0	0
合計	5,068,582	5,068,885	100.0	100.0	0	0

② 歳出

ア 決算状況

歳出決算額の款別内訳は、次表のとおりである。

歳出決算額は49億9,708万3千円で、予算現額に対し98.6%の執行率である。

歳出全体に占める割合は、消防費が最も高く(54.0%)、次に衛生費(32.1%)である。これらは、組合の主要事業の支出費目であり、歳出全体の8割以上を占めている。

また、前年度と比較すると、総務費では、退職手当支給額の減少(4,279万4千円)及び財政調整基金への積立減少(1,560万円)等により、6,664万1千円減少となったほか、公債費においても、消防デジタル無線設備整備事業等の償還終了により減少(8,664万9千円)したが、衛生費においては、最終処分場委託事業に係る濃縮水処理施設建設費貸付金が皆増(4億357万6千円)したことで、歳出全体では、前年度(47億823万5千円)と比較して、2億8,884万8千円(6.1%)増加している。

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は416万3千円であり、主なものでは、衛生費が266万2千円、消防費が150万1千円となっている。

また、繰越が生じた事業は、浄化場維持・補修事業と消防指令機等維持管理事業である。

なお、翌年度繰越額は、いずれも繰越明許費である。

ウ 不用額

不用額は6,733万6千円であり、前年度と比較して、1,440万円減少している。

款別では、衛生費（4,462万1千円）が最も多く、消防費（1,405万2千円）と合わせ、全体の87.1%を占めている。

不用額が生じた主な理由は、病院群輪番制病院設備整備補助金の県補助金（国庫補助を含む）の減額により、各病院への補助額が大幅に減少したためであり、2,345万6千円の不用額が生じたものである。

○歳出決算額の款別内訳

款	予 算 現 額 (A)	決 算 額 (B)	構 成 比 (%)	B / A (%)	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
議 会 費	1,123	1,045	0.0	93.1	0	78
総 務 費	193,589	191,191	3.8	98.8	0	2,398
民 生 費	44,247	42,928	0.9	97.0	0	1,319
衛 生 費	1,652,721	1,605,438	32.1	97.1	2,662	44,621
消 防 費	2,715,451	2,699,898	54.0	99.4	1,501	14,052
公 債 費	456,666	456,583	9.1	100.0	0	83
予 備 費	4,785	0	0.0	0.0	0	4,785
合 計	5,068,582	4,997,083	100.0	98.6	4,163	67,336

8 実質収支に関する調書

実質収支に関する調書について審査した結果、計数は正確であった。

区 分	金 額
1 歳 入 総 額	5,068,885
2 歳 出 総 額	4,997,083
3 歳 入 歳 出 差 引 額	71,802
4 翌年度へ繰り越すべき財源	4,163
5 実 質 収 支 額	67,639
6 実質収支額のうち 財政調整基金繰入金	0

9 財産に関する調書

(1) 公有財産

公有財産の状況は、次表のとおりである。

行政財産については、旧老人休養ホーム（うなばら荘）に係る土地（12,130.49㎡）及び建物（3,329.66㎡）を普通財産へ変更したことにより減少したものである。

普通財産については、旧老人休養ホーム（うなばら荘）に係る土地及び建物を行政財産から普通財産へ変更したことにより増加したものの、土地の返還及び建物の譲渡により減少したこと、また、旧し尿処理施設（白浜浄化場）に係る土地（10,900.17㎡）及び建物（3,418.07㎡）を譲渡したことなどにより、全体では減少したものである。

(単位：㎡)

区分	種類	令和3年度末 現在高	令和4年度中 増減高	令和4年度末 現在高
行政財産	土地	45,046.50	△12,130.49	32,916.01
	建物	27,849.34	△3,329.66	24,519.68
普通財産	土地	48,344.25	△10,900.17	37,434.08
	建物	13,652.81	△3,418.07	10,234.74

(2) 債権

債権の状況は、次表のとおりである。

濃縮水処理施設建設費貸付金として、4億357万6千円皆増したものである。

債権の名称	令和3年度末 現在高	令和4年度中 増減高	令和4年度末 現在高
濃縮水処理施設建設費 貸付金	0	403,576	403,576



### (3) 基金

基金の状況は、次表のとおりである。

財政調整基金については、令和3年度決算剰余金の2分の1を下らない額となる1,811万円を積立てたものの、濃縮水施設建設費貸付金等へ充当するために取崩したことにより4,371万4千円減少し、令和4年度末現在高は1,811万円となっている。

退職積立基金については、令和4年度分の積立金を最終処分場委託事業（濃縮水処理施設建設費貸付分）に組み替え、基金に積み立てないこととしたため、運用利子のみを積み立てることとなったが、退職手当に充当するために取崩したことにより1億3,855万円減少し、令和4年度末現在高は12億5,883万7千円となっている。

基金の名称	令和3年度末 現在高	令和4年度中 増減高	令和4年度末 現在高
財政調整基金	61,824	△43,714	18,110
退職積立基金	1,397,387	△138,550	1,258,837



令和4年度

決算に係る主要な施策の説明書

鳥取県西部広域行政管理組合

## 令和4年度決算に係る主要な施策の説明書 目次

1	議会運営事業	39
2	旧し尿処理施設管理事業	40
3	旧し尿処理施設民間譲渡事業	41
4	旧老人福祉施設管理事業	42
5	介護認定審査会運営事業	43
6	障害認定審査会運営事業	46
7	病院群輪番制病院助成事業	49
8	火葬場運営事業	52
9	不燃物処理施設運転事業	54
10	不燃物処理施設維持・補修事業	58
11	最終処分場委託事業	59
12	ごみ処理施設用地取得事業	61
13	ごみ処理施設整備広報事業	62
14	浄化場運転事業	63
15	浄化場維持・補修事業	65
16	消防庁舎維持管理事業	66
17	火災予防業務事業	67
18	警防活動資格取得事業	68
19	消防指令機器等維持管理事業	69
20	大山消防署庁舎大規模改修事業（繰越事業）	70
21	大山消防署庁舎大規模改修事業（現年事業）	71
22	米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業	72
23	除雪機配備事業	73
24	消防車両更新事業	74
25	消防局古峠山多重無線装置更新事業	75
26	起債償還元金	76
27	退職積立基金積立金	77

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第5項の規定により、令和4年度鳥取県西部広域行政管理組合決算に係る主要な施策の成果について、別紙のとおり報告する。

令和5年11月20日

鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司



事業名	議会運営事業	現年事業	議会担当
-----	--------	------	------

款	1	議会費	令和4年度当初予算額	697千円
項	1	議会費	最終予算額	658千円
目	1	議会費	令和4年度決算額	601千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	601千円

令和3年度決算額	539千円
----------	-------

令和5年度予算額	756千円
----------	-------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

議会運営のために必要な事務全般及び本会議等の会議録の作成を行う。

#### 2 事業の成果

議会の出席に係る費用弁償の支出、資料作成及び資料送付など、議会運営のために必要な事務を行った。

また、障害福祉サービス事業を行う施設と会議録音データ反訳業務委託契約を締結し、会議録を作成した。

- (1) 議会運営に必要な事務経費 317千円
- (2) 会議録音データ反訳業務委託料 284千円

#### 3 今後の課題・方向性

議会運営のために必要な経費であり、今後も引き続き行う。

事業名	旧し尿処理施設管理事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	-------------	------	----------

款	2	総務費	令和4年度当初予算額	47千円
項	1	総務管理費	最終予算額	7千円
目	3	施設管理費	令和4年度決算額	7千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	1千円
	一般財源	6千円

令和3年度決算額	－	千円
----------	---	----

令和5年度予算額	－	千円
----------	---	----

【決算の概要】

1 事業の概要

令和2年度に稼働を停止し、令和4年度に民間譲渡を予定していた旧し尿処理施設（白浜浄化場）の土地及び建物について、譲渡先が決定するまでの間、施設周辺の生活環境を保全するため、適切に管理を行う。

2 事業の成果

令和4年5月に譲渡先への売却が完了するまでの間、適切に施設の管理を行った。

3 今後の課題・方向性

令和4年度をもって事業終了。



事業名	旧し尿処理施設民間譲渡事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	---------------	------	----------

款	2	総務費	令和4年度当初予算額	11,893千円
項	1	総務管理費	最終予算額	21,894千円
目	3	施設管理費	令和4年度決算額	21,894千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	21,894千円
	一般財源	

令和3年度決算額	－	千円
----------	---	----

令和5年度予算額	－	千円
----------	---	----

#### 【決算の概要】

##### 1 事業の概要

令和2年度に稼働を停止した旧し尿処理施設（白浜浄化場）の跡地利用に係るサウンディング型市場調査の結果により、当該施設の民間譲渡の可能性が確認されたことから、当該施設を民間譲渡し財政負担の軽減を図る。

##### 2 事業の成果

令和4年4月に民間譲渡に係る入札を執行し、譲渡先を決定し、土地と建物を売却した。環境省補助事業に係る財産処分手続きを行い、施設の売払収入から財産処分納付金と市町村への償還金の支払いを行った。

##### 3 今後の課題・方向性

令和4年度をもって事業終了。

事業名	旧老人福祉施設管理事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	-------------	------	----------

款	2	総務費	令和4年度当初予算額	2,265千円
項	1	総務管理費	最終予算額	1,542千円
目	3	施設管理費	令和4年度決算額	1,540千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	39千円
	一般財源	1,501千円

令和3年度決算額	— 千円
----------	------

令和5年度予算額	— 千円
----------	------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

令和3年3月31日をもって運営を終了した老人体養ホーム「うなばら荘」について、建物等を民間事業者へ引き渡すまでの間の設備の維持管理、引き渡しに伴い不用となる物品等の処分を行う。

#### 2 事業の成果

建物等を民間事業者へ引き渡すまでの間、適切に設備を維持するための定期的な運転管理を行った。また、引き渡しに伴い不用となった物品等について処分を行った。

##### (1) 設備の機能を維持するための定期的な運転管理

運転管理期間 令和4年4月1日から令和4年5月13日

ア 光熱水費 628千円

イ 水道配管修繕料 129千円

ウ 下水道使用料 58千円

##### (2) 不用品処分

ア 不用品処分 4 t車6台分 459千円

イ 石碑等撤去 一式 99千円

#### 3 今後の課題・方向性

令和4年度をもって事業終了。

事業名	介護認定審査会運営事業	現年事業	事務局総務課
-----	-------------	------	--------

款	3	民生費	令和4年度当初予算額	27,071千円
項	1	社会福祉費	最終予算額	27,190千円
目	1	介護認定審査会費	令和4年度決算額	26,034千円

区分		令和4年度決算額
財 源 内 訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	104千円
	一般財源	25,930千円

令和3年度決算額	25,541千円
----------	----------

令和5年度予算額	27,823千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

西部圏域における要介護（要支援）認定の公平性・中立性・統一性を確保するため、医療・保健・福祉に関する学識経験者で構成する「介護認定審査会」を設置し、審査判定（二次判定）事務を行う。

#### 2 事業の成果

令和4年度の審査会の運営状況等は、次のとおりである。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ① 審査判定件数         | 11,759件 |
| ② 合議体開催回数        | 延べ 293回 |
| ③ 1合議体当たりの平均審査件数 | 40.1件   |

#### 3 今後の課題・方向性

介護認定審査会の円滑な運営を行うため、市町村と連携し、審査会事務処理の見直しなどの効率化を図る。

令和4年度の介護認定審査会の運営状況等

① 市町村別審査判定件数

市町村名	令和4年度		令和3年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
米子市	6,721	57.2	6,974	59.6
境港市	1,855	15.8	1,725	14.7
日吉津村	145	1.2	130	1.1
大山町	892	7.6	996	8.5
南部町	595	5.1	521	4.5
伯耆町	619	5.3	541	4.6
日南町	450	3.8	380	3.3
日野町	251	2.1	225	1.9
江府町	231	2.0	210	1.8
合計	11,759	100.0	11,702	100.0

※ 割合は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合がある。

② 合議体開催回数(延べ)

区分	令和4年度	令和3年度
開催回数	293回	293回

③ 1合議体当たりの平均審査件数

区分	令和4年度	令和3年度
平均審査件数	40.1件	39.9件

(参考) 鳥取県介護保険審査会における不服申立件数

(要介護認定に関する処分に対する不服申立で西部圏域に係るもの)

区分	令和4年度	令和3年度
不服申立件数	0件	0件

④ 新型コロナウイルス感染症対策として書面による審査を実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、臨時的に書面による審査を実施した。開催実績は次のとおりである。

区 分	通常審査 (回)	書面審査 (回)	合計 (回)
4月	0	22	22
5月	0	24	24
6月	17	11	28
7月	2	19	21
8月	0	27	27
9月	0	23	23
10月	5	18	23
11月	6	20	26
12月	0	23	23
1月	0	21	21
2月	0	24	24
3月	0	31	31
合 計	30	263	293

事業名	障害認定審査会運営事業	現年事業	事務局総務課
-----	-------------	------	--------

款	3	民生費	令和4年度当初予算額	7,717千円
項	1	社会福祉費	最終予算額	7,679千円
目	2	障害認定審査会費	令和4年度決算額	7,522千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	7,522千円

令和3年度決算額	7,942千円
----------	---------

令和5年度予算額	7,890千円
----------	---------

#### 【決算の概要】

##### 1 事業の概要

西部圏域における障害支援区分認定等の公平性・中立性・統一性を確保するため、障害保健福祉の学識経験者で構成する「市町村審査会」を設置し、身体・知的・精神の3障がい及び難病等の審査判定（二次判定）事務を行う。

##### 2 事業の成果

令和4年度の審査会の運営状況等は、次のとおりである。

- ① 審査判定件数 663件
- ② 合議体開催回数 延べ26回
- ③ 1合議体当たりの平均審査件数 25.5件

##### 3 今後の課題・方向性

障害認定審査会の円滑な運営を行うため、市町村と連携し、審査会事務処理の見直しなどの効率化を図る。

令和4年度の障害認定審査会の運営状況等

① 市町村別審査判定件数

市町村名	令和4年度		令和3年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
米子市	404	60.9	470	59.7
境港市	101	15.2	124	15.8
日吉津村	9	1.4	10	1.3
大山町	45	6.8	62	7.9
南部町	36	5.4	53	6.7
伯耆町	31	4.7	29	3.7
日南町	20	3.0	17	2.2
日野町	10	1.5	9	1.1
江府町	7	1.1	13	1.7
合計	663	100.0	787	100.1

※ 審査判定件数には、訓練等給付費支給に係る更新審査(19件)を含む。

※ 割合は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合がある。

② 障害種別審査判定件数

障害種別	令和4年度	令和3年度
身体	168件	279件
知的	308件	402件
精神	254件	209件
難病等	6件	6件

※ 重複障害の場合は、各障害に件数を計上しているため、審査判定件数と一致しない。

③ 合議体開催回数(延べ)

区分	令和4年度	令和3年度
開催回数	26回	34回

④ 1合議体当たりの平均審査件数

区分	令和4年度	令和3年度
平均審査件数	25.5件	22.6件

(参考) 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会における不服申立件数

(障害支援区分に関する処分に対する不服申立で西部圏域に係るもの)

区分	令和4年度	令和3年度
不服申立件数	0件	0件

【審査判定件数の増減理由】

平成18年度から審査判定業務を開始以来、認定の有効期間は3年間であることから、3年に1回更新申請が繰り返されるため、制度開始年度から3年周期で申請件数が多い年度と少ない年度が繰り返されている。令和4年度は2年目の周期にあたるため、前年度と比較し件数の少ない年度となっている。

申請件数の傾向は初年度が多く、2年目は初年度に比べ大幅に減少し、さらに3年目は2年目より若干減少している。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策として書面による審査を実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、臨時的に書面による審査を実施した。開催実績は次のとおりである。

区 分	通常審査(回)	書面審査(回)	合計(回)
4月	0	2	2
5月	0	2	2
6月	1	1	2
7月	0	2	2
8月	0	2	2
9月	0	2	2
10月	1	1	2
11月	0	2	2
12月	0	2	2
1月	0	2	2
2月	0	2	2
3月	0	4	4
合 計	2	24	26



事業名	病院群輪番制病院助成事業	現年事業	事務局総務課
-----	--------------	------	--------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	76,743千円
項	1	保健衛生費	最終予算額	76,242千円
目	1	保健衛生総務費	令和4年度決算額	52,282千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	14,906千円
	地方債	
	その他	6,848千円
	一般財源	30,528千円

令和3年度決算額	44,702千円
----------	----------

令和5年度予算額	76,743千円
----------	----------

#### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

夜間及び休日における中等症の救急患者や小児救急医療支援事業急患患者の医療を確保することを目的として、二次救急医療を担う病院群輪番制に参加する病院を対象に、その運営や設備整備に対し補助金を交付する。

#### 2 事業の成果

病院群輪番制に参加する病院へ補助を行うことにより、圏域内の救急医療体制の確保を図った。

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| (1) 病院群輪番制病院運営事業補助金       | 29,923千円 (8病院) |
| (2) 病院群輪番制病院小児救急医療支援事業補助金 | 1,815千円 (2病院)  |
| (3) 病院群輪番制病院設備整備事業補助金     | 20,544千円 (4病院) |

#### 3 今後の課題・方向性

病院群輪番制に参加する病院に継続して支援を行い、圏域内の救急医療の確保及び医療体制の充実を図る。

病院群輪番制病院助成事業の実施状況

1 病院群輪番制病院運営事業及び設備整備事業

病院群輪番制病院運営事業に参加する8病院に対する補助金交付状況及び輪番制当番日における診療患者数は次のとおりである。

① 補助金交付状況

[単位：千円]

病院名	当番日数	運営費補助金	設備整備費補助金	病院名	当番日数	運営費補助金	設備整備費補助金
博愛病院	108	3,332	1,308	米子医療センター	108	3,494	—
日野病院	110	3,907	—	西伯病院	106	3,765	—
高島病院	108	3,836	6,309	山陰労災病院	111	3,811	4,857
済生会境港総合病院	108	3,836	8,070	日南病院	111	3,942	—
				合 計	870	29,923	20,544

② 市町村別患者数

[単位：人]

病院名	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	圏域外	合 計
博愛病院	628	31	7	27	14	26	1	1	4	46	785
日野病院	1	0	0	2	0	11	12	59	36	17	138
高島病院	334	77	6	24	24	30	8	1	3	52	559
済生会境港総合病院	98	549	0	1	0	3	0	1	0	74	726
米子医療センター	891	86	26	100	50	58	10	12	14	161	1,408
西伯病院	21	3	0	3	63	5	2	1	0	14	112
山陰労災病院	1,027	136	39	136	57	75	13	7	15	208	1,713
日南病院	1	0	0	0	0	0	101	3	4	4	113
合 計	3,001	882	78	293	208	208	147	85	76	576	5,554

## 2 小児救急医療支援事業

小児救急医療支援事業に参加する2病院に対する補助金交付状況及び輪番制当番日における診療患者数は次のとおりである。

### ① 補助金交付状況 [単位：千円]

病院名	当番日数	補助金
米子医療センター	56	1,473
山陰労災病院	13	342
合計	69	1,815

### ② 市町村別患者数 [単位：人]

病院名	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町	圏域外	合計
米子医療センター	496	71	15	42	18	19	4	2	4	87	758
山陰労災病院	610	86	23	59	36	24	2	7	3	152	1,002
合計	1,106	157	38	101	54	43	6	9	7	239	1,760

事業名	火葬場運営事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	---------	------	----------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	75,465千円
項	1	保健衛生費	最終予算額	79,463千円
目	2	火葬場費	令和4年度決算額	77,908千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	37,427千円
	一般財源	40,481千円

令和3年度決算額	74,212千円
----------	----------

令和5年度予算額	85,987千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

火葬の予約受付及び火葬場の使用を許可するとともに、火葬許可を受けた死体等の火葬（焼却）を行うために、施設の適正な管理運営を行う。

#### 2 事業の成果

桜の苑の指定管理者である東亜・宮本グループが、施設を適正に維持管理するとともに、施設利用者の宗教的感情に配慮し、かつ、公衆衛生に支障がないよう火葬業務を行った。

#### 3 今後の課題・方向性

桜の苑は圏域内で唯一の火葬場であり、圏域内住民にとっては必要不可欠な施設である。引き続き、施設を適正に維持管理するとともに、施設利用者の宗教的感情に配慮し、かつ、公衆衛生に支障がないよう火葬場運営を行う。

【資料】桜の苑の施設利用状況

① 市町村別火葬件数

市町村	令和4年度				令和3年度			
	利用数(体)				利用数(体)			
	死体	死産児	遺骸	計	死体	死産児	遺骸	計
米子市	1,870	23	34	1,927	1,796	26	24	1,846
日吉津村	50	1	0	51	29	0	0	29
大山町	329	0	7	336	284	2	1	287
南部町	153	5	0	158	168	0	2	170
伯耆町	168	2	2	172	183	2	1	186
日南町	110	0	0	110	112	0	1	113
日野町	79	0	2	81	68	0	3	71
江府町	54	0	1	55	68	3	0	71
圏域内	2,813	31	46	2,890	2,708	33	32	2,773
圏域外	42	1	2	45	35	3	0	38
合計	2,855	32	48	2,935	2,743	36	32	2,811

② その他の利用状況

産汚物等		生体分離 肢体(件)	系統解剖遺体		霊安室 (件)
件数(件)	重量 (kg)		主部(件)	残部(件)	
23	425	30	40	38	21

事業名	不燃物処理施設運転事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	-------------	------	----------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	241,540千円
項	2	清掃費	最終予算額	240,819千円
目	1	不燃物処理費	令和4年度決算額	237,722千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	13,416千円
	一般財源	224,306千円

令和3年度決算額	239,621千円
----------	-----------

令和5年度予算額	265,730千円
----------	-----------

#### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

鳥取県西部圏域の境港市を除く1市6町1村の処理対象ごみ（一般廃棄物のうち資源ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、ペットボトル）及び再生用資源ごみ（古紙類、生きびん）を適正に処理するために設置されたりサイクルプラザの運転管理を行う。

#### 2 事業の成果

処理対象ごみ4,586.93トン、再生用資源ごみ2,501.44トン及び生きびん3,959本を処理し、資源回収状況としては、処理対象ごみから2,057.28トン（44.85%）、再生用資源ごみはほぼ全量資源化した。

資源回収した再生用有価物の売払収入は48,273,080円であった。

市町村別の状況等は資料参照

#### 3 今後の課題・方向性

処理対象ごみの適正な処理を継続し、増加している処理不適物の混入への対策を構成市町村と連携し進めていく。

資料 不燃物処理施設運転事業

令和4年度事業の実施状況

① 処理対象ごみの搬入状況

市町村	令和4年度		令和3年度		対前年度 増減率 (%)
	搬入量 (t)	構成比 (%)	搬入量 (t)	構成比 (%)	
米子市	3,404.81	74.23	3,550.66	74.24	△ 4.11
日吉津村	68.11	1.48	68.74	1.44	△ 0.92
大山町	355.98	7.76	361.67	7.56	△ 1.57
南部町	229.75	5.01	256.38	5.36	△ 10.39
伯耆町	277.12	6.04	285.64	5.97	△ 2.98
日南町	123.04	2.68	127.21	2.66	△ 3.28
日野町	56.26	1.23	57.23	1.20	△ 1.69
江府町	71.86	1.57	74.84	1.57	△ 3.98
合計	4,586.93	100.00	4,782.37	100.00	△ 4.09

② 再生用資源ごみ（古紙）の搬入状況

市町村	令和4年度		令和3年度		対前年度 増減率 (%)
	搬入量 (t)	構成比 (%)	搬入量 (t)	構成比 (%)	
米子市	1,602.83	64.08	1,718.21	64.75	△ 6.72
日吉津村	85.65	3.42	84.72	3.19	1.10
大山町	275.86	11.03	289.98	10.93	△ 4.87
南部町	141.12	5.64	148.76	5.60	△ 5.14
伯耆町	191.87	7.67	201.57	7.60	△ 4.81
日南町	108.21	4.33	111.22	4.19	△ 2.71
日野町	20.62	0.82	23.28	0.88	△ 11.43
江府町	75.28	3.01	75.93	2.86	△ 0.86
合計	2,501.44	100.00	2,653.67	100.00	△ 5.74

③ 生きびんの搬入状況

市町村	令和4年度		令和3年度		対前年度 増減率 (%)
	搬入量 (本)	構成比 (%)	搬入量 (本)	構成比 (%)	
米子市	2,328	58.80	2,145	52.53	8.53
日吉津村	0	0.00	0	0	—
大山町	609	15.38	541	13.25	12.57
南部町	119	3.01	454	11.12	△ 73.79
伯耆町	903	22.81	943	23.10	△ 4.24
日南町	0	0	0	0	—
日野町	0	0	0	0	—
江府町	0	0	0	0	—
合計	3,959	100.00%	4,083	100.00	△ 3.04

④ 不燃物等の資源回収状況

項目	令和4年度		令和3年度	
	回収量	資源化の状況	回収量	資源化の状況
処理対象ごみ	2,057.28 t	資源化率 44.85%	2,117.87 t	資源化率 44.28%
古紙類	2,501.44 t	ほぼ全量を資源化	2,653.67 t	ほぼ全量を資源化
生きびん	3,959 本	資源化率 100%	4,083 本	資源化率 100%

⑤ 再生用有価物売払実績

種別	令和4年度		令和3年度		比較	
	売払量	売払額 (円)	売払量	売払額 (円)	売払量	売払額 (円)
古紙類	2,501 t	9,064,666	2,654 t	8,698,741	△153 t	365,925
生きびん	3,959 本	7,410	4,083 本	7,792	△124 本	△382
金属類	1,062 t	25,944,820	1,153 t	19,974,097	△91 t	5,970,723
ガラス類	458 t	50,376	450 t	49,456	8 t	920
ペットボトル	377 t	13,205,808	361 t	5,959,965	16 t	7,245,843
合計		48,273,080		34,690,051		13,583,029



⑥ 不燃物残さの搬出について

ア 最終処分場への搬出量

[単位：t]

項 目	令和4年度	令和3年度
カレット・砂残さ	1,216.27	1,268.06
廃プラスチック残さ	656.61	707.66
合 計	1,872.88	1,975.72

イ 外部処理委託先への搬入量

[単位：t]

項 目	令和4年度	令和3年度
廃プラスチック残さ	672.00	702.13

⑦ ごみ処理等に係る主な委託業務

主な事業	決算額（円）
不燃ごみ等選別業務	66,198,000
不燃残さ運搬業務	27,390,000
中央操作室運転管理業務	29,590,000
再生資源分別等業務	53,240,000

事業名	不燃物処理施設維持・補修事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	----------------	------	----------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	103,791千円
項	2	清掃費	最終予算額	87,775千円
目	1	不燃物処理費	令和4年度決算額	86,461千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	48,429千円
	一般財源	38,032千円

令和3年度決算額	79,439千円
----------	----------

令和5年度予算額	69,050千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

不燃物処理施設は、不燃ごみ等を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために必要な施設であり、継続的、安定的に稼働させる必要がある。

本事業は、不燃ごみ等の処理が適正かつ安定的に行えるよう、不燃物処理施設の機能を維持するために必要な補修を行う。

#### 2 事業の成果

主な修繕工事の決算額

- ・回転式破砕機補修工事その1 18,040千円
- ・搬送設備補修工事 10,283千円
- ・ペットボトル処理設備補修工事 10,208千円
- ・冷却塔更新工事 15,888千円

#### 3 今後の課題・方向性

次期施設の供用開始（令和14年度）まで、経費の節減に努めながら安定稼働を図る必要があることから、残りの稼働期間を考慮し適切に補修を行う。



【資料】最終処分場委託事業

1 令和4年度の埋立処分状況

(1) 搬入実績

ア	ダスト固化物	494.53 t
イ	不燃物残さ等	2,164.02 t
ウ	土砂・ガレキ	0.00 t

(2) 埋立実績及び残余容量

ア	本年度埋立量	5,308 m <sup>3</sup>	(雨水対策覆土量 <sup>※</sup> 800 m <sup>3</sup> を除いた正味埋立量 4,508 m <sup>3</sup> )
イ	年度末残余容量	78,966 m <sup>3</sup>	
ウ	正味残余容量	40,916 m <sup>3</sup>	(年度末残余容量-今後築堤土量 12,550 m <sup>3</sup> -最終覆土量 25,500 m <sup>3</sup> )

※ 雨水対策として埋立地表土にキャッピングシートを敷設する際の勾配造成のための覆土(当該覆土は、中間覆土として再利用するため、埋立容量は減少しない)

事業名	ごみ処理施設用地取得事業	現年事業	事務局ごみ処理施設 整備課
-----	--------------	------	------------------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	18,622千円
項	2	清掃費	最終予算額	31,857千円
目	3	ごみ処理施設建設費	令和4年度決算額	31,000千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	31,000千円

令和3年度決算額	2,964千円
----------	---------

令和5年度予算額	8,233千円
----------	---------

#### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

令和14年度供用開始を目標とする一般廃棄物処理施設の建設のために必要な用地の選定、先進地視察、取得、補償等の事務を実施するもの。

#### 2 事業の成果

##### (1) 用地選定委員会での審議及び答申

令和3年12月に構成市町村より、中間処理施設の調査対象地3箇所、最終処分場の調査対象地5箇所の抽出を受け、用地選定委員会において一次・二次評価・最終候補地評価を行い、令和5年3月17日に用地選定委員会から管理者へ答申が行われた。

ア 答申内容：中間処理施設、最終処分場の第一順位・第二順位の候補地の選定

イ 令和4年度用地選定委員会開催実績：5回（第5回～第9回）

##### (2) 建設候補地の選定

上記の答申を受け、令和5年3月27日に正副管理者会議を開催し、協議を行った結果、中間処理施設は米子市彦名町地内、最終処分場は米子市新山・陰田町地内を建設候補地として選定した。

#### 3 今後の課題・方向性

建設候補地に対し、選定経過・理由を丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。また、候補地地元に対し必要敷地面積や施設配置案等を示す必要があることから、処理対象物の決定や施設整備概要の検討を進める必要がある。

事業名	ごみ処理施設整備広報事業	現年事業	事務局ごみ処理施設整備課
-----	--------------	------	--------------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	1,715千円
項	2	清掃費	最終予算額	2,246千円
目	3	ごみ処理施設建設費	令和4年度決算額	1,282千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	1,282千円

令和3年度決算額	— 千円
----------	------

令和5年度予算額	2,117千円
----------	---------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

令和14年度の供用開始を目標とする一般廃棄物処理施設の整備に当たり、施設整備の予定、内容、進捗状況等の広報を行うもの。

#### 2 事業の成果

鳥取県西部圏域の住民に対し、新しい一般廃棄物処理施設の整備に向けた事業の進捗状況を周知するため、次のとおり広報紙を発行した。

回数	発行部数	費用	内容
第1回	86,560部 ・新聞折込にて西部圏域の各家庭に配布	折込手数料 330,983円 作成委託料 315,500円	・用地選定の状況(一次調査時点) ・新しいごみ処理施設のイメージ ・他自治体の取り組み事例 ・ごみ処理施設Q&A
第2回	88,495部 ・新聞折込(市部) ・広報紙(町村部)	折込手数料 290,941円 作成委託料 346,500円	・用地選定の状況(二次評価時点) ・一次、二次評価の結果、最終候補地調査の対象地と概要 ・最終処分場の基本構造 ・最終処分場Q&A

#### 3 今後の課題・方向性

建設候補地が選定されたことから、広報紙の記載内容については、地元自治会への配慮が必要であり、確認を取りながら作成する必要がある。

事業名	浄化場運転事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	---------	------	----------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	97,161千円
項	2	清掃費	最終予算額	104,663千円
目	4	米子浄化場処理費	令和4年度決算額	93,712千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	85千円
	一般財源	93,627千円

令和3年度決算額	89,376千円
----------	----------

令和5年度予算額	126,988千円
----------	-----------

#### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

鳥取県西部圏域の1市3町1村（米子市、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町）のし尿及び浄化槽に係る汚泥（以下、「し尿等」という。）を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために設置された米子浄化場（以下、「浄化場」という。）の運転を行う。

#### 2 事業の成果

浄化場に搬入されたし尿等（し尿8,878kℓ、浄化槽汚泥28,832kℓ）の処理を適正に行った。

搬入状況等は資料参照

#### 3 今後の課題・方向性

し尿等の搬入量や性状変化に対応するために、各処理工程の状況に応じた機器設備の運転調整を行い、安定した処理を優先しながら経費節減に努める。

【資料】米子浄化場へのし尿等搬入状況

市町村名	令和4年度搬入量 (kℓ)			令和3年度 搬入量 (kℓ)	対前年度 増減率 (%)
	し尿	浄化槽汚泥	合計		
米子市	6,867.8	21,370.9	28,238.7	29,831.9	△5.3
日吉津村	49.8	810.3	860.0	860.3	△0.0
大山町	904.4	1,928.4	2,832.8	3,016.4	△6.1
南部町	462.8	2,322.0	2,784.8	2,689.3	3.6
伯耆町	593.7	2,400.5	2,994.2	3,133.1	△4.4
合計	8,878.5	28,832.1	37,710.6	39,531.0	△4.6
1日平均搬入量 (kℓ/日)	24.3	79.0	103.3	108.3	△4.6
処理能力に対する 搬入量割合 (%)			71.2	74.7	

(注) 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。



事業名	浄化場維持・補修事業	現年事業	事務局施設管理課
-----	------------	------	----------

款	4	衛生費	令和4年度当初予算額	73,578千円
項	2	清掃費	最終予算額	62,766千円
目	4	米子浄化場処理費	令和4年度決算額	59,996千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	1,210千円
	一般財源	58,786千円

令和3年度決算額	38,740千円
----------	----------

令和5年度予算額	97,237千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

鳥取県西部圏域の1市3町1村（米子市、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町）のし尿及び浄化槽に係る汚泥（以下、「し尿等」という。）を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために設置された米子浄化場（以下、「浄化場」という。）を継続的かつ安定的に稼働できるよう、浄化場の機能を維持するための補修を行う。

#### 2 事業の成果

老朽化した設備の機能を維持するための修繕及び補修工事を行った。

主な補修工事の決算額

・前処理設備補修工事	5,603,400円
・脱水設備補修工事	15,015,000円
・スクリーニングポンプ補修工事	5,226,100円
・ロータリーアトマイザーほか補修工事	13,860,000円

※ 米子浄化場計装設備補修工事（2,662,000円）は翌年度に繰越

#### 3 今後の課題・方向性

令和14年度の米子市下水道との統合を見据え、大規模な設備更新を極力控えることで経費節減に努めつつ、浄化場の機能を維持する補修を行う。

事業名	消防庁舎維持管理事業	現年事業	消防局総務課
-----	------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	39,916千円
項	1	消防費	最終予算額	47,349千円
目	1	常備消防費	令和4年度決算額	46,591千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	1,713千円
	一般財源	44,878千円

令和3年度決算額	39,779千円
----------	----------

令和5年度予算額	59,223千円
----------	----------

#### 【決算の概要】

##### 1 事業の概要

消防局が管理する庁舎（11庁舎及び3無線基地局）及び付帯設備の機能の保持を図り、安定した消防サービスを提供することを目的に維持管理を行う。

##### 2 事業の成果

消防局が管理する庁舎等を適宜修繕、点検及び検査を実施することにより、延命化及び適正な維持管理を図ることができた。

- (1) 庁舎修繕 3,329千円
- (2) 点検及び検査 483千円
- (3) 保守委託管理 5,565千円

##### 3 今後の課題・方向性

今後も迅速かつ安定した消防活動体制の維持を図るため、消防局が管理する庁舎等の適正な維持管理を行う。

事業名	火災予防業務事業	現年事業	消防局予防課
-----	----------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	1,095千円
項	1	消防費	最終予算額	1,095千円
目	1	常備消防費	令和4年度決算額	1,000千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	11千円
	一般財源	989千円

令和3年度決算額	975千円
----------	-------

令和5年度予算額	1,146千円
----------	---------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

地域住民の安心安全を確保することを目的に、建物の防火管理指導、火災予防広報及び火災原因調査など火災予防業務を適正に実施するため、資機材・消耗品の整備、広報リーフレットの作成を行う。また、防火関係団体の火災予防啓発活動を支援し、地域住民の防火意識の高揚を図る。

#### 2 事業の成果

火災予防業務に係る資機材の更新、広報リーフレットの作成、消耗品等を整備し、適正かつ円滑に業務を実施した。また、防火関係団体の火災予防啓発活動を適正に支援し、地域住民の防火意識の高揚を図った。

- (1) 資機材等の整備 656千円
- (2) 広報リーフレットの作成 144千円
- (3) 防火関係団体の支援 200千円

#### 3 今後の課題・方向性

火災予防業務の効率化を図るため、計画的な資機材等の整備を行うとともに、効果的な広報活動を実施するため、リーフレット等を作成する。

防火関係団体との関係性を整理し、火災予防啓発活動の実施方法について検討を行う。

事業名	警防活動資格取得事業	現年事業	消防局警防課
-----	------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	13,920千円
項	1	消防費	最終予算額	13,580千円
目	1	常備消防費	令和4年度決算額	13,264千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	98千円
	地方債	
	その他	
	一般財源	13,166千円

令和3年度決算額	12,824千円
----------	----------

令和5年度予算額	14,160千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

警防活動（消防・救急・救助）に必要不可欠な資格及び免許を計画的に取得させ、警防体制の維持継続を図る。

#### 2 事業の成果

警防活動に必要となる法令等に定められた資格及び免許を取得し、警防体制の維持継続を図ることができた。

種類	人数	決算額
小型船舶免許	新規5名、更新3名、再交付3名	336千円
救急救命士	資格取得4名、再教育22名	9,894千円
自動車運転免許	大型免許4名、中型免許9名	2,136千円
小型移動式クレーン	新規4名	94千円
玉掛け技能	新規3名	71千円
運転適性検査指導者	新規1名	163千円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	新規6名	107千円
車両系建設機械運転技能	新規3名	344千円
潜水士	新規2名	17千円

#### 3 今後の課題・方向性

有資格者の育成・充実により、安全で円滑な警防活動及び業務を実施する。また、有資格者による伝達研修及び指導により、隊員個々の資質の向上を図り、組織全体の災害対応能力を強化する。

事業名	消防指令機器等維持管理事業	現年事業	消防局指令課
-----	---------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	74,644千円
項	1	消防費	最終予算額	77,653千円
目	1	常備消防費	令和4年度決算額	75,842千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	75,842千円

令和3年度決算額	84,656千円
----------	----------

令和5年度予算額	69,794千円
----------	----------

#### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

119番通報等の緊急通報の受付を行い、火災や救急など各種災害を管理する指令システム及び無線システムを安定継続利用するために維持管理（修繕、点検等）を行う。

#### 2 事業の成果

維持管理に必要な修繕及び保守管理委託を行うことで指令システム及び無線システムの安定稼働に努め、指令業務を遂行した。

(1) 通信機器修繕 5,663千円（7件）

※ デジタル無線設備用直流電源装置修繕（1,501千円）は翌年度に繰越

(2) 保守管理委託 58,980千円

#### 3 今後の課題・方向性

今後も機器及びシステムの適正な維持管理に努め、指令システム及び無線システムの安定継続利用を図る。

事業名	大山消防署庁舎大規模改修事業	繰越事業	消防局総務課
-----	----------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	— 千円
項	1	消防費	最終予算額	24,303 千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	24,303 千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	18,700 千円
	その他	
	一般財源	5,603 千円

令和3年度決算額	— 千円
----------	------

令和5年度予算額	— 千円
----------	------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（大山消防署）の老朽化が進んでいるため、大規模改修工事により庁舎の長寿命化を図る。

また、未整備である女性用設備及び装備室の整備並びに仮眠室の個室化を実施する。

#### 2 事業の成果

当初、設計業務は令和3年度中（令和4年2月末）に完了予定であったが、追加業務の発生等により事業費の増額及び履行期限を延長し、令和4年7月に完了した。

##### （1）事業費の増額

ア 当初請負額 計 17,691 千円

イ 変更請負額 計 24,303 千円（6,612 千円増）

##### （2）追加業務

ア 完成検査済証が確認できないことによる、建築基準法第12条第5項に基づく報告（既存建物安全性の確認）。

イ 計画通知提出に基づく、耐震診断（既存建物構造計算）。

ウ 有効な地盤が確認できなかったことによる、追加の地質調査。

#### 3 今後の課題・方向性

災害出場体制の維持、その他消防業務を継続しながら改修工事を行い、令和5年度の完了を目指す。

事業名	大山消防署庁舎大規模改修事業	現年事業	消防局総務課
-----	----------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	96,988千円
項	1	消防費	最終予算額	57,418千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	51,150千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	40,000千円
	その他	
	一般財源	11,150千円

令和3年度決算額	—千円
----------	-----

令和5年度予算額	227,829千円
----------	-----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（大山消防署）の老朽化が進んでいるため、大規模改修工事により庁舎の長寿命化を図る。

また、未整備である女性用設備及び装備室の整備並びに仮眠室の個室化を実施する。

#### 2 事業の成果

設計業務が終了後（令和4年7月）、社会情勢の変化に伴う工事費及び工程の見直しを行い、予算に反映した。（単位：千円）

	当初予算額	補正後予算額	補正額
事業費総額	248,905	284,348	35,443
令和4年度	96,988	57,563	△39,425
令和5年度	151,917	226,785	74,868

予算措置後に3工事（建築主体・電気設備・機械設備）の入札を行い、工事を含めた令和4年度に行う業務を予定どおり完了した。

- (1) 工事請負費 50,497千円（建築主体・電気設備・機械設備）
- (2) 庁内LAN移設費 549千円
- (3) 備品等移動費 104千円

#### 3 今後の課題・方向性

災害出場体制の維持、その他消防業務を継続しながら改修工事を行い、令和5年度の完了を目指す。

事業名	米子消防署南部出張所庁舎大規模改修事業	現年事業	消防局総務課
-----	---------------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	14,378千円
項	1	消防費	最終予算額	14,524千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	14,524千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	10,900千円
	その他	
	一般財源	3,624千円

令和3年度決算額	— 千円
----------	------

令和5年度予算額	219,377千円
----------	-----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

災害対策の拠点となる消防庁舎（米子消防署南部出張所）の老朽化が進んでいるため、大規模改修工事により庁舎の長寿命化を図る。

また、未整備である装備室の整備及び仮眠室の個室化を実施する。

#### 2 事業の成果

庁舎増築部分の不同沈下の判明により、一部建て替えに設計変更したことに伴う追加設計業務等により、変更契約を行った。

	当初請負額	変更請負額
建築主体工事設計業務委託	4,753,100円	10,998,900円
建築設備工事設計業務委託	2,761,000円	3,474,900円
合計	7,514,100円	14,473,800円

設計業務完了後、完成図面（契約用）の印刷製本を依頼し、次年度の工事に備えた。

完成図面印刷製本 50,000円

#### 3 今後の課題・方向性

設計業務成果品の内容を基に改修工事を発注し、令和5年度の完了を目指す。



事業名	除雪機配備事業	現年事業	消防局警防課
-----	---------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	1,548千円
項	1	消防費	最終予算額	1,519千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	1,518千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	1,518千円

令和3年度決算額	1,309千円
----------	---------

令和5年度予算額	—千円
----------	-----

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

積雪時における迅速な災害出動体制を確保するため、各署所に除雪機を配備し災害対応力強化を図る。

#### 2 事業の成果

米子消防署南部出張所、米子消防署伯耆出張所、境港消防署弓浜出張所に除雪機を配備し、積雪時における災害対応力強化を図った。

(1) 除雪機3台 1,518千円

#### 3 今後の課題・方向性

令和元年度より計画的に整備を行い、令和4年度で全署所（合計10台）に配備が完了した。

事業名	消防車両更新事業	現年事業	消防局警防課
-----	----------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	69,202千円
項	1	消防費	最終予算額	63,861千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	63,861千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	50,900千円
	その他	280千円
	一般財源	12,681千円

令和3年度決算額	108,807千円
----------	-----------

令和5年度予算額	32,478千円
----------	----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

消防力等整備5ヵ年計画に基づき、災害対応体制を維持するため、老朽化した車両の定期的な更新を行うもの。

#### 2 事業の成果

各種災害対応体制を計画的に整備することにより、消防力の充実強化を図った。

(1) 災害対応特殊救急自動車1台(中山出張所) ※高度救命処置用資機材含む。

33,517千円

(2) 指揮車2台(大山消防署、江府消防署)

30,327千円

#### 3 今後の課題・方向性

計画的な車両更新により、車両機能及び性能の低下を防止するとともに、新たな資機材や安全装備を導入して、効果的な災害対応及び安全運行を実現する。

事業名	消防局古峠山多重無線装置更新事業	現年事業	消防局指令課
-----	------------------	------	--------

款	5	消防費	令和4年度当初予算額	86,763千円
項	1	消防費	最終予算額	86,763千円
目	2	消防施設費	令和4年度決算額	86,763千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	86,700千円
	その他	
	一般財源	63千円

令和3年度決算額	－千円
----------	-----

令和5年度予算額	－千円
----------	-----

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

平成19年度に整備した消防救急デジタル無線について、耐用年数を経過したため、消防局と古峠山中継局間の無線装置等について機能強化を伴う更新を実施し、なおかつ、更新機器は改正された電波法（規格変更期限は令和4年11月）に適合させ、無線通信経路の強化と法令準拠を行うもの。

#### 2 事業の成果

消防局と古峠山中継局間の無線機器更新により、無線通信経路の安定稼働及び機能強化を図り、併せて改正電波法に適合する機材を整備したことで法令準拠を図った。

#### 3 今後の課題・方向性

消防救急デジタル無線の適切な維持管理に努め、消防全体の無線通信経路について安定稼働を図る。

事業名	起債償還元金	現年事業	事務局総務課
-----	--------	------	--------

款	6	公債費	令和4年度当初予算額	451,375千円
項	1	公債費	最終予算額	451,375千円
目	1	元金	令和4年度決算額	451,375千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	
	一般財源	451,375千円

令和3年度決算額	538,024千円
----------	-----------

令和5年度予算額	485,914千円
----------	-----------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

各金融機関との借入契約に基づき、事業を実施するための財源として借り入れた地方債のうち、元金の償還を行う。

#### 2 事業の成果

借入契約に基づき地方債の元金の定期償還を行った。

【令和4年度末現在の地方債の状況】

[単位：千円]

区分	令和3年度末 現在高 (A)	令和4年度中増減高		令和4年度末 現在高 (A+B-C)
		起債額 (B)	元金償還額 (C)	
総務債	464,458	—	182,396	282,062
社会福祉債	—	—	—	—
保健衛生債	309,300	—	36,260	273,040
清掃債	269,902	—	65,834	204,069
消防債	659,408	207,200	166,885	699,723
合計	1,703,068	207,200	451,375	1,458,894

#### 3 今後の課題・方向性

今後も借入契約に基づき確実に元金の償還を行うことで、起債残高の縮減を行っていく。

事業名	退職積立基金積立金（各費目）	現年事業	事務局総務課
-----	----------------	------	--------

款 項 目	人件費を計上している各費目に積立金の予算を計上。 （決算額内訳は資料中の表のとおり）	令和4年度当初予算額	245,031千円
		最終予算額	31千円
		令和4年度決算額	28千円

区分		令和4年度決算額
財源内訳	国・県支出金	
	地方債	
	その他	28千円
	一般財源	

令和3年度決算額	100,031千円
----------	-----------

令和5年度予算額	28千円
----------	------

### 【決算の概要】

#### 1 事業の概要

一般職の職員の退職手当の財源に充てるため、積立計画に基づき退職積立基金への積立を行う。

#### 2 事業の成果

基金への積立については、一般廃棄物最終処分場の濃縮水処理施設の建設に伴い、当初積立を予定していた245,000千円を当該施設の建設に係る貸付金としたため、基金運用利子の28千円のみを積み立てることとなった。

一方で基金からの取崩しについては、令和4年度退職者に支給する退職手当の財源とするため、138,578千円を取崩した。

#### 【令和4年度の基金の増減】

令和4年3月末 現在高	令和4年度中の増減		令和5年3月末 現在高
	積立	取崩	
1,397,387千円	28千円	△138,578千円	1,258,837千円

#### 3 今後の課題・方向性

今後も、これから想定される大規模事業の実施時期等を考慮した退職積立基金積立計画（次頁を参照）に基づいて計画的に積み立てることにより負担金の平準化を図りつつ、職員の大量退職期における手当の支出に備える。

1 令和4年度退職積立基金積立金の費目別決算額内訳

[単位：千円]

費目	金額	費目	金額
一般管理費	28	最終処分費	0
企画調整費	0	ごみ処理施設建設費	0
施設管理費	0	米子浄化場処理費	0
介護認定審査会費	0	常備消防費	0
不燃物処理費	0	合計	28

2 退職積立基金積立計画の変更について

令和4年5月組合議会臨時会において、濃縮水処理施設建設に伴う最終処分場委託事業の増額に対応するため、令和4年度における退職積立基金への積立予定額245,000千円の全額を当該施設建設に係る貸付金に組み替えることとした。

また、令和5年度における積立予定額245,000千円についても、貸付金の財源に充てるため積立を行わないこととした。

令和4年度及び令和5年度に積み立てないこととした計490,000千円については、積立計画を変更し、令和6年度から令和9年度の間に積み立てることとした。

[単位：千円]

積立年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
金額	0 245,000	0 245,000	332,500 210,000	322,500 200,000	322,500 200,000	322,500 200,000
積立年度	R10	R11	R12	R13	R14	R15
金額	51,000	51,000	51,000	50,000	40,000	40,000
積立年度	R16	R17	R18	合計		
金額	30,000	30,000	30,000	1,673,000		



